

いじめは、人として決して許されない行為である。いじめをなくすためには、「いじめは絶対許されない行為である」「いじめは卑怯な行為である」ということを、児童が十分に理解することが大切である。また我々は、いじめはどの児童にも起こり得ることであるという危機意識を持ち、学校と家庭、地域社会が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に継続して取り組む必要がある。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものである。

—福井県いじめ防止基本方針より—

1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって「行動できるように育てること」を重視する。
- ② 本校は、すべての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- ③ 本校は、児童が安心して生活し、学習やその他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、町、町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携を図り、いじめ防止の対策に全力で取り組む。

2. いじめの定義と判断

- ① 「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。
- ② けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【「福井県いじめ防止基本方針」より】

3. いじめの防止等のための具体的取組み

- ① 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育
 - ほめて伸ばす教育
 - ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童生徒同士が互いの良いところを認め合う人間力を高める。
 - 人権教育の推進

- だれもがいじめを受けることがあるため、「発達障害を含む、障害」「性同一性障害や性的志向・性自認」への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う態度を育てる。
- 人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童が生命や人権を大切にすることを育てる。
- 体験活動の推進
 - 集団宿泊体験やボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童が共に活動することに喜びや感動を得られるようにする。
- 道徳教育の推進
 - 道徳教育を推進し、児童に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人とかかわり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てる。
- ② 学校評価への位置づけ
 - いじめの防止等のための取り組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置付け、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善に努めます。
 - 評価項目
 - 【教職員】
 - 児童ひとりひとりを認め、ほめることで、自己肯定感を高め、自尊感情をはぐくむように心がけている。
 - 児童の人権意識が高まるように心がけている。
 - 児童、保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
 - いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
 - いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
 - 学級通信等で、いじめ防止の取り組みを児童や保護者に伝えている。
 - 児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
 - いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
 - マニュアルや年間計画に従って適切に対応している。
 - いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。
 - 【児童】
 - アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。
 - いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者に伝えることを心がけている。
 - 学校（先生）は悩みや不安を相談しやすい。
 - 学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
 - 【保護者】
 - 学校は子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
 - 学校はアンケートや面談を定期的に実施するなど、子供の不安などを把握する取り組みを行っている。
 - 学校は、自校の教育相談担当を含め、複数の相談機関を紹介している。

- 学校は、いじめ防止等のための取り組みを、学校ホームページや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。

③ いじめの未然防止

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進めることである。具体的には、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに、互いに認め合える人間関係や学校風土を築いていく必要がある。それが児童に自己存在感や自己有用感を与え、いじめの発生を抑える上での大きな力となる。

- いじめ対策委員会
 - いじめ対策委員会を常設し、いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践する。また、定期的にいじめに関する取り組みについてチェックをする。
- 授業改善
 - すべての児童にとってわかりやすい授業のあり方を常に研究し、すべての児童が参加し、活躍できる授業を工夫する。
- いじめの起きない学校・学級づくり
 - 規律や秩序の確立を通して、児童が安心して学校生活が送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることがないように、児童の心の居場所をつくる。
 - 縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進める。
- 児童の主体的活動の充実
 - 学級活動や児童会活動を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを進める。
- 開かれた学校づくり
 - 「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。
- インターネットや情報機器に関する指導
 - 児童が、自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりに働きかけを行い、児童や保護者がインターネットの危険性や注意点などについて共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努める。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努める。
- 特に配慮が必要な児童への支援、指導
 - 「発達障害を含む、障害のある児童」「外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」「性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童」をはじめとした、特に配慮の必要な児童について、日常的にその特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- SOS の出し方に関する教育
 - 危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行う。

④ いじめの早期発見

いじめの早期発見は早期解決につながる。日頃から教職員と児童との信頼関係を築いておくことが大切である。いじめは大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童のいじめのサインを敏感に察知し、見逃さないことが重要である。また、いじめ発見の手立てとして、教育相談やアンケートを実施する。教職員間の情報共有や保護者との連携も必要である。

- 積極的ないじめの認知
 - 児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。
- 自己チェックの活用
 - 児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。
- アンケートの実施
 - 定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。
- 教育相談体制の充実
 - 学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。
- いじめに係る情報の記録
 - いじめに係る情報を適切に記録する。
- 家庭や地域との連携
 - 家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。
- いじめ対策委員会への報告
 - いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。

⑤ いじめの事案対処

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をとることが重要である。事実関係の把握を迅速に行うと共に、いじめられている児童の苦痛を取り除く必要がある。解決に向けて、「いじめ対応サポート班」を招集し、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発防止のために、継続して指導を行わなければならない。

- 「いじめ対応サポート班」による対応
 - 「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。
- 被害・加害児童への対応
 - いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
 - 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。
- 警察との連携
 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

⑥ いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
 - いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。
 - 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

⑦ いじめによる重大事態への対処

<重大事態の発生>・・・学校の設置者が重大事態の調査を判断

- 学校長は、町教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から町長等に報告）
- ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
（児童が自殺を企図した場合等）
- イ）「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査）
- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

<重大事態発生時の対応>

- 学校が調査主体となる場合

町教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

- ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ④調査結果を町教育委員会に報告
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置の実施

- 町教育委員会が調査主体となる場合

町教育委員会の指示のもと、調査等に全面的に協力する。

4. いじめの防止等のための組織

- ① いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月１回以上）に開催します。

(構成員) 校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，教育相談担当，スクールカウンセラー等

(活動)

- 未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- 教職員、児童、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
- 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- 児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- 記録の保存（保存期間：○年）
- いじめの認知
- 「いじめ対応サポート班」の設置
- 教育委員会や関係機関等との連携
- 学校評価への位置づけ、及び学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
- 学校いじめ防止基本方針の見直し

- ② いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取り組みを行います。

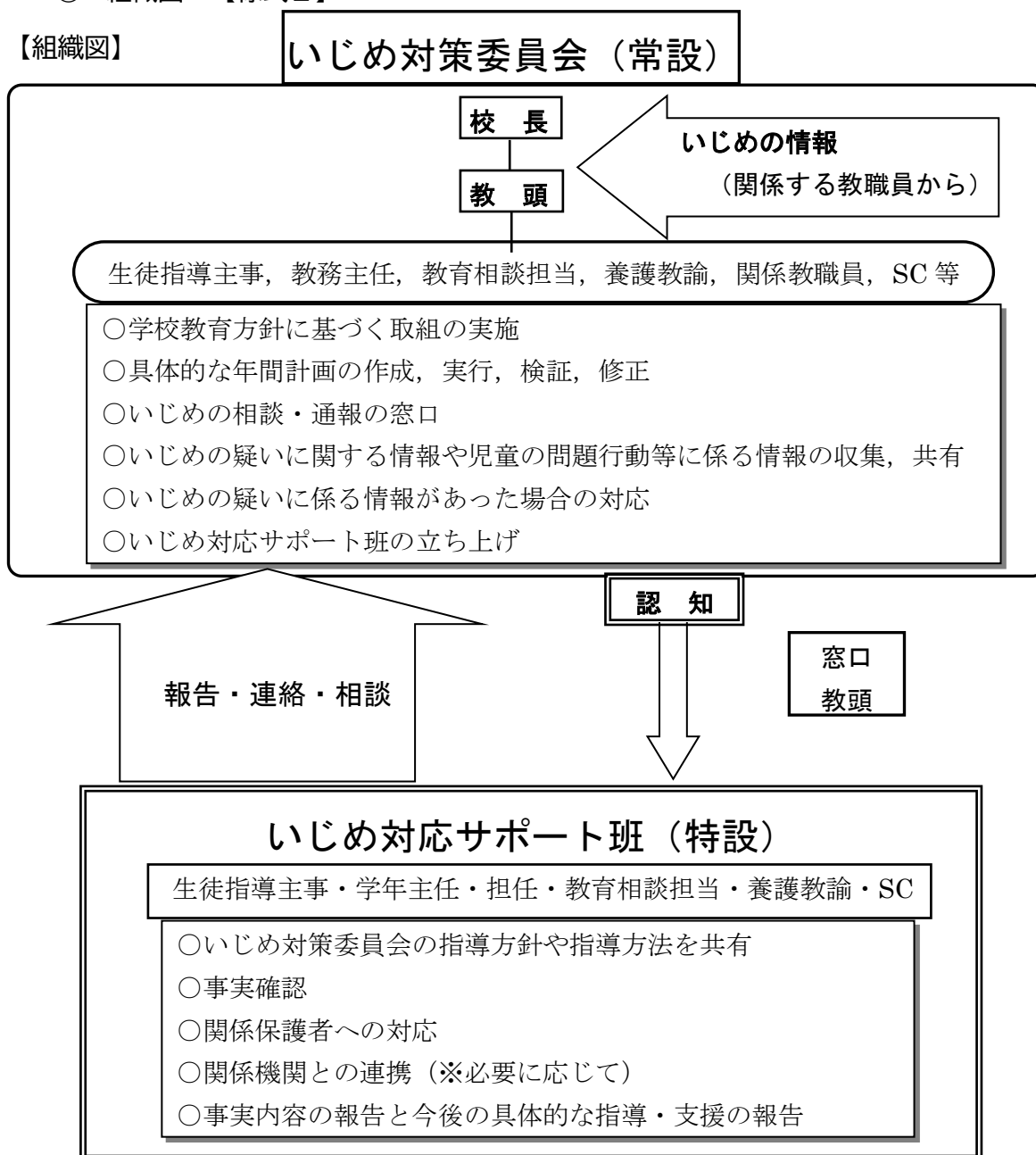
(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

(活動)

- 当該いじめ事案の対応方針の決定
- 関係者からの聴取等による情報収集
- いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- 被害児童やその保護者への継続的な支援
- 加害児童への指導やその保護者への説明
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

③ 組織図 【様式2】

【組織図】



5. いじめ対策の年間行動計画 【様式3】
 【いじめ対策の年間行動計画】 ※公開授業は、各学級で毎学期実施する。

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定	学級開き ・心の居場所づくり，絆づくりスタート 学区の会 ・登校班編成，リーダーの育成 縦割り班スタート ・自主的な活動，絆づくり，リーダーの育成 定期家庭訪問 ・保護者との連携，情報交換 アンケートの実施（第3週配布） ・いじめの実態把握，個別教育相談					
	職員会議 ・年間計画周知 ・気がかり児童共有						
	PTA 総会 ・基本方針の公表						
	いじめ対応サポート班 ・発生時，即対応						
	学年部会						
5月	いじめ対策委員会 ・情報の共有	校内体育大会に向けて ・児童間の絆の強化 ・リーダーの育成や高学年の自覚 Q-U ・学級の人間関係の把握 定期教育相談週間 ・悩んでいる児童への支援 アンケートの実施（第3週配布） ・いじめの実態把握，個別教育相談					
	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・居場所づくり絆づくり						
	いじめ対応サポート班 ・発生時，即対応						
	学年部会						
6月	授業研究① ・授業改善 ・学習規律	縦割り班遊び ・異学年間の交流 なかよし（人権）集会 ・学級目標から具体的取組を作成し発表 児童会いじめ撲滅に向けた取り組み ・ひまわりミーティング（児童自ら運営） アンケートの実施（第3週配布） ・いじめの実態把握，個別教育相談					
	いじめ対策委員会 ・アンケート結果を基に状況把握						
	いじめ対応サポート班 ・発生時，即対応						
	学年部会						

7 月	いじめ対策委員会 ・状況把握	1 学期の振り返り ・学校生活のこと，友達関係のこと
	保護者会 ・情報共有と意見収集	縦割り班遊び ・異学年間の交流
	いじめ対応サポート班 ・発生時，即対応	夏休みの注意 ・非行防止，ネットモラル，犯罪等
	学年部会	アンケートの実施（第3週配布） ・いじめの実態把握，個別教育相談
8 月	いじめ対策委員会 ・2 学期に向けて	巡回指導，電話訪問，家庭訪問 ・学級や地域の子どもの状況把握
	校内研修会（いじめ） ・1 学期の反省 ・2 学期からの取組	
	学年部会	
9 月	いじめ対策委員会 ・夏季休業中の状況把握	縦割り班遊び ・異学年間の交流
	職員会議 ・気がかり児童共有 ・教員の意識点検	アンケートの実施（第3週配布） ・いじめの実態把握，個別教育相談
	いじめ対応サポート班 ・発生時，即対応	
	学年部会	
10 月	いじめ対策委員会 ・状況把握	縦割り班遊び ・異学年間の交流
	授業研究② ・特別支援学級について	アンケートの実施（第3週配布） ・いじめの実態把握，個別教育相談
	いじめ対応サポート班 ・発生時，即対応	学年遠足，修学旅行 ・自主的な計画，学年ごとの絆づくり
	学年部会	

11 月	いじめ対策委員会 ・ 状況把握	Q-U の実施 ・ 学級の人間関係把握
	授業研究③ ・ 授業改善 ・ 学習規律	定期教育相談 ・ 悩んでいる児童への支援
	校内研修会（人権） ・ 人権教育について ・ 人権週間の取組 ・ 人権集会について	縦割り班遊び ・ 異学年間の交流
	いじめ対応サポート班 ・ 発生時，即対応	児童会いじめ撲滅に向けた取り組み ・ ひまわりミーティング（児童自ら運営）
	学年部会	アンケートの実施（第3週配布） ・ いじめの実態把握，個別教育相談
12 月	いじめ対策委員会 ・ 3学期に向けて	縦割り班遊び ・ 異学年間の交流
	保護者会 ・ 情報共有と意見収集	人権週間の取組 ・ なかよし集会や人権標語，作文
	いじめ対応サポート班 ・ 発生時，即対応	・ 学級の取組の中間報告
	学年部会	アンケートの実施（第3週配布） ・ いじめの実態把握，個別教育相談
1 月	いじめ対策委員会 ・ 冬季休業中の状況把握	夢へのパスポート ・ 自分のこと，将来のこと
	職員会議 ・ 重点事項確認	縦割り班遊び ・ 異学年間の交流
	いじめ対応サポート班 ・ 発生時，即対応	アンケートの実施（第3週配布） ・ いじめの実態把握，個別教育相談
	学年部会	

2 月	いじめ対策委員会 ・ 状況把握	縦割り班遊び ・ 異学年間の交流
	校内研修会 ・ 学校評価の分析	なかよし（人権）集会 ・ 学級の実践のまとめを発表
	いじめ対応サポート班 ・ 発生時，即対応	児童会いじめ撲滅に向けた取り組み ・ ひまわりミーティング（児童自ら運営）
	学年部会	アンケートの実施（第3週配布） ・ いじめの実態把握，個別教育相談
3 月	いじめ対策委員会 ・ 年度の振り返り ・ 新年度に向けて	縦割りお別れ会 ・ 感謝の心 ・ 次学年の自覚
	職員会議 ・ 課題確認 ・ 次年度の計画	校内奉仕作業 ・ 学校，地域に感謝して
	いじめ対応サポート班 ・ 発生時，即対応	アンケートの実施（第3週配布） ・ いじめの実態把握，個別教育相談
	学年部会	

令和5年4月1日 一部改訂